

日本赤十字看護大学
研究活動と感染予防のための対策に関する指針

令和5年6月15日
研究倫理審査委員会

本学では、研究計画を立てる際、令和2年5月14日に文部科学省から示されました「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に照らして、「COVID-19 拡大予防と研究活動の両立に向けての研究倫理審査委員会の対応について」（2020年5月20付）の文書で方針を示しておりました。

この度、令和5年1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることとなりました。

つきましては、新たに示される基準と照らしつつ、研究活動が安全に行われるための指針の見直しを行いました。

以下、基本的な方針およびそれに伴う変更届についてお知らせします。

1. 基本的な感染防止策

1) 基本的な感染対策は励行する。すなわち、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手が届く距離での会話や発話が行われる）では感染リスクが高まることを自覚した対応を検討する。

2) 研究参加者の感染に関する脆弱性を検討し、リスクを可能な限り回避できる方法を検討する。

※マスク着用に関しては、必要に応じて参考資料1をご覧ください。

2. 感染対策に関する記載について

1に記された基本方針に沿って、研究参加者や研究フィールドの特性を検討し、必要に応じてリスクと配慮を具体的に記してください。

3. 研究計画の変更届（変更申請）について

大学としては、基本的に感染予防対策は緩和されました。しかしながら、本学の研究の傾向として、研究参加者らは医療関係者あるいは何らかの健康問題のある方々がほとんどだと推察され、感染に関して脆弱性の高い方々（医療者に対しても同様とみなす）となることが予想されます。

従いまして、研究活動に関連した感染予防対策としては、大きな変更はないと考えます。遠隔から対面に変更するなど、方法の変更がある場合には、実施前に変更届を提出（変更申請）してください

（提出方法については、本学HP研究倫理ページ『審査案内』の「Ⅶ. 研究開始後 1. 研究計画を変更する場合」をご確認ください）。その場合、方法の変更に伴う倫理的配慮も検討し追記をお願いいたします。